

# 科学技術振興対策特別委員会議録 第四号

昭和四十六年二月二十六日(金曜日)

午後三時二十分開議

出席委員

委員長 渡部 一郎君  
 理事 木野 晴夫君 理事 菅波 茂君  
 理事 前田 正男君 理事 石川 次夫君  
 理事 近江巳記夫君  
 加藤 陽三君 海部 俊樹君  
 橋口 隆君 綿貫 民輔君  
 堂森 芳夫君 三木 喜夫君  
 吉田 久之君

出席國務大臣

國務大臣 西田 信一君  
 科学技術庁長官 矢島 嗣郎君  
 科学技術庁計画局長 橋本 愛朗君  
 科学技術庁振興局長 田中 好雄君  
 科学技術庁原子力局長 梅澤 邦臣君

出席政府委員

原子力委員会委員 有澤 廣巳君  
 大藏省主計局主計官 原 徹君  
 参考人 (日本原子力船開発事業団理事) 佐々木周一君  
 参考人 (日本原子力船開発事業団理事) 堀 純郎君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)  
 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四号)  
 科学技術振興対策に関する件(情報科学技術に関する問題)

○渡部委員長 これより会議を開きます。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案及び日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。  
 まず、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

両案審査のため、本日、日本原子力船開発事業団理事長佐々木周一君及び同理事堀純郎君を参考人として意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。  
 ○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○渡部委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。近江巳記夫君。

○近江委員 きょうは原子力船開発事業団法並びに原子力賠償法の二法案がかかっているわけですが、参考人の方も来ていらっしゃいますし、そういうことでまず最初に原子力船のことにつきまして若干お伺いしたいと思っております。

海運における原子力船の必要性等から、昭和三十八年に日本原子力船開発事業団として、わが国の原子力船開発のスタートが切られてから、早い

ものでもう八年になるわけでありまして。その間、幾多のことがあったと思うのでありますが、この第一船完成の見通しが若干ついてきた。関係者の皆さん方の御苦労というものを多とするわけでありまして、しかしながらその過程を振り返ってみますと、多くの問題がやはり残っておるわけでありまして。そういう山積した課題をいかに解決していくかということでありまして。

そこで、まず第一番にお聞きしたいことは、八年前、事業団発足当時における原子力船に対する社会的な要請というものは、今日でもなお変わりがなくどうかということでありまして。もしも、変わっているならば、世界の、また日本の海運界における原子力船の必要性というものは今日どのように考えられておるかという問題であります。

きょうは理事長も来られておりますから、理事長さん、そして大臣に、その点についてお聞きしたいと思っております。

○佐々木参考人 事業団が発足いたしました昭和三十八年の八月でございますが、その当時と現在とは原子力船の必要性といいますが、一般の関心事は変わっておりません。むしろごく最近海運界におきましては船が非常に大きくなりまして、また速力の速い船が要求せられます。そういう関係で船用原子力船の重要性というものは増してきたように考えます。なお、特に最近油の値段が非常に高くなりましたので、こういう関係から考えまして船用原子力船の重要性というものが非常に増してきた、かように考える次第でございます。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕

○有澤説明員 事業団が設立されました当時の原子力船に対する関心といえましょうか。要求は、ちやうど昭和三十一年、二年ごろの動力炉原子力発電所に対する要求と同じような力があった、ことに日本の場合におきましては、海運国として造

船国でございますので、ほかの国に先立ってでも原子力船の開発をしなければならぬというのが造船業界の非常に強い希望でございます。また、世界的に見ましても、サバナン号あり、あるいはレーニン号あり、またドイツにおきましてもオットー・ハーン号、そういう原子力船を建造しようという機運がありました。そして日本といいたしましても、この世界の趨勢と申しましようか、原子力船に対する大きな高まりにおくれをとらないように、日本として自主的にこれを開発する必要がある、こういう趣旨から事業団の設立に相なったわけでございまして、第一船をとにかくも日本の技術で開発しよう、こういうことになったのであります。自來、原子力発電所のほうも同様でございますが、その間に多少中だるみというふうなこともございましたが、今日原子力発電所が非常に盛んになってきておりますように、原子力船につきましても途中に若干の中だるみがあったことは否定できませんけれども、ただいま佐々木理事長からお話がありましたように、最近になりまして、大型の原子力船、そして何と申しますか、高速で大型の原子力船をこの際考えるならば経済性の面においても大体在来船にさうひけをとらないでやっつけていけるのではないかと。ことにいよいよ大型になりますればむしろ原子力船のほうが、そしてもう一つは船用炉でございますが、船用炉のより少し小型のものができるようになりますれば、原子力船が十分競争のできる船、いな原子力船でなければならぬような時期がやがて来るだろう、こういうふうな考えられる現状でございます。

でありますから、いずれお話が出るかと思えますけれども、「むつ」は第一船、これはほんとうに日本として自主的に試験的に開発する性質のものでございませぬけれども、ついで第二船をどうす



○西田國務大臣 第一船「むつ」は御承知のとおり国が中心となってこれを建造中でございますが、原子力船第二船以降は民間に対してわれわれは期待を持っておるわけでございます。そういう意味におきまして民間においてこのような話が出る、そしてこれが話が進むということは私はけっこうなことだと思っておりますが、そういうことが具体化したしますれば、政府といたしましても適当な協力なりをやっていききたい、かように考えております。

○近江委員 第二船以降は民間に期待をするという事になってきますと、事業団としてはもう第二船ということとは考えない、こう受け取っていいわけですか。

○西田國務大臣 一応はそのように考えております。

○近江委員 この原子力船、まだいろいろ聞きたいことがありますが、時間の関係もありまして、次に原子力賠償関係についてお聞きしたいと思います。

この賠償関係二法の改正案を提出するに至った背景というものを簡潔に要点をひとつお伺いしたいと思つて、局長でもどなたでもけっこううです。

○有澤説明員 現在の原子力損害賠償法によりまして、責任保険に乘らない部分につきましては国家補償契約というものがござります。この国家補償契約につきましては四十六年末に着工する原子炉まで有効であるということになっております。しかしわが国の原子力発電所はそれ以降続々と建設計画があるわけでございまして、これらの原子炉に対しましてやはりちゃんとした補償措置を講じておかなければなりません。それですから、そういうところでひとつ期限が来ている。

それからもう一つは、現在の法律によりまして、大体十年間ぐらい現在の補償措置でいって、その間に原子力もどういふふうな発展するか、また技術もどういふふうな発展するか、そういう経験も技術の発展も考へて、必要があればもう一べ

んこの補償措置、原子力損害賠償法を見直す必要があるだろうというので大体この現行法を制定いたしましたときから、まあ大体十年後にはもう一べん見直そう、こういう考え方があったわけでございまして。それで、ちょうど大体十年を目前にしておりますので、ここでこの現行の賠償法制度を再検討して新しい改正案を持ったわけでございまして。

もう一つは、原子力船につきましては一応前の、現行の法律にも原子力船を船に積んだ場合、これは日本の原子力船の問題であります。まあその後外国からサバンナ号であるとかオットー・ハーン号であるとかいろいろの日本に寄港を要請してくる場合がかなりあります。そういう場合に対しまして、なかなか二国間の協定をそのまま結んで日本の賠償法をそのまま適用するところまでいけません。いろいろな問題がありますので、また今度日本の船が外国へ行く場合にはどういふふうなことになるか、そういうような問題もあわせて今度の損害賠償法の中に取り入れた、この観点からでございます。

○近江委員 そこで本法案の特徴及び諸外国の制度と比較をした場合の差異について、長々とは要りませんが、ポイントをひとつお答え願いたいと思つて、どなたでもけっこううです。

○梅澤政府委員 簡単に御説明させていただきます。各国との関係と一緒に御説明させていただきます。

問題の一つは、原子力事業者の無過失賠償責任でございます。これにつきましては各国とも同じようにこれをとっております。

それから、原子力事業者に対する損害賠償責任の集中、これも各国と大体同じでございます。これもいまままでおとりとっております。

それから、損害賠償責任の制限、これにつきましてはわが国はいわゆる青天井と申しておりますが、アフターリミットが各国ではついておりまして、ところが日本におきましては国の援助という形が、災害を第三者に対してできるだけ補償して

損害を払うという形で青天井になっておるといふところが各国と違つております。

それから、民間の責任保険等損害賠償措置の強制でございます。これも各国とも同じでございます。ただ、金額的に各国とも、今度の法律では私のはうは六十億ということでお願いしておりますが、その金額が若干違つておりますが、大体同じであります。

それから、損害賠償措置額をこえる損害についての国家補償、この点も大体各国と同じ形をとっております。

○近江委員 この法案の第三条の第二項、運搬の際に生じた損害について受取人から發送人へと賠償責任の帰属で大きな変更が生じておるわけですが、どうしてこのような改正が必要とされるのか、ひとつ説明をお聞きしたいと思います。

○梅澤政府委員 初め現行の賠償法によりまして、受取人になっております。その当時はウィーン条約の草案がございました。この草案におきましては、やはり受取人になっておりました。したがしまして、私たちのほうもその受取人のほうがいいということとそれと一致になっておりました。が、その後実際にやっておりますと、たとえば、運搬する場合は考えますと、運搬するときには受取人よりもやはり發送人との関係のほうが強いという形が發送人のほうに持つていったらどうかという形になりました。しかもウィーン条約も実際に発効するときに發送人のほうにやはり検討して変わつておりますので、發送人のほうがいいということと發送人のほうに持つていったわけでございます。

○近江委員 それから運搬というのはどこからどこまでを運搬というのかという問題なんです。たとえば、外国から核燃料物資が国内に運搬されるような場合、また逆の場合はそれぞれどうなるかという問題であります。

○梅澤政府委員 運搬の責任は荷物を積んだときそれからおろすときまででございます。

○近江委員 ああそうですか。領海とかそういう関係はないんですか。

○梅澤政府委員 今度の法律も特段の契約がない限り發送人となっております。外国の場合には契約による場合が出てまいります。それで外国の会社から、やはり契約によつてどの場所から運搬になつてどの場所からならない。ただ、原則としてはやはり出るところから入るところというところを運搬という形をとっております。

○近江委員 これは外国の場合と国内の場合はおのずとやうに変わつてくるのですけれども、その差異はどうですか。どのように明確にちゃんとできるのですか。

○梅澤政府委員 大体同じでございますが、この法律はやはり日本に入つてからこれが大きく形になつております。したがしまして、外国の場合は契約で片をつけるという形が違つていへば違つておりますが、大体のやり方としては同じことになつております。

○近江委員 外国とは特別な契約を結ぶ。当然その中に運搬の条項も入つてくるわけですね。どうですか、その点は。

○梅澤政府委員 当然契約のときに運搬の条項は入ります。

○近江委員 それから、損害賠償責任の集中の問題ですが、この原子力船にかかる場合をお聞きしたいと思つて、この原子力船にかかるといふ「異常に巨大な天変地変又は社会的動乱」といふのは、具体的にどういふことをさすのですか。

○梅澤政府委員 原子力船にかかわります損害賠償責任の免責につきましては、原子力船が戦争あるいは内乱等に巻き込まれた場合は該当いたします。ただ、陸上の炉の場合には、いわば大地震とかいふ場合の免責のことがござりますが、船の場合には、津波、台風、たつまき等に遭遇した場合、大体これは国際関係から見まして、普通の場合、異常という形になりません。もちろん、とんでもない異常に巨大な天災ということがあり得る

かもしませんが、現在のところでは、そういうものは異常の範囲内には入らないというふうに考えております。

○近江委員 だから、異常に巨大な天変地変というの、これは何ですか。

○梅澤政府委員 ここにあります異常なのは、要するに陸上がおもてございまして、陸上のところ、たとえば関東大震災を相当上回ります、ちょっと世界で見たことのない大地震等自然災害のことを含んでいるわけでございます。したがって、私たちのほうでいま陸上の炉を許可いたしますときには、大体関東大震災以上のものを想定して安全審査をしております。したがって、そういうものには耐える形になっておりますが、予想外の、それ以上の地震が起こったという場合のことをいっているということでございます。

○近江委員 原子力船における異常に巨大な天変地変というのは何ですか。

○梅澤政府委員 実はブラッセル条約をとりまして、そういうものは免責にしております。したがって、船としてはこれはないものというふうに考えております。ただ、やはり法律をこうつくってまいりました場合に、それがかつて経験のない程度のものであれば、ともかくあり得るという考え方はあるかもしれませんが、実際に船としては国際的にブラッセル条約等でもそういうものはないという考え方をとっております。

○近江委員 どうもちょっとその辺があいまいですね。ですから、私は次の機会にこれをもっともっと着詰めて聞きたいと思っておりますが、その点答弁としてよく整備しておいてください。

その次に、十六条で、「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なう」というわけですが、この援助と十条における補償というのは、具体的にどういうような差を意味するのですか。

○梅澤政府委員 国の援助と申し上げますと、これは、たとえば六十億以上青天井でございます。

それを出たものは国の援助になります。それから六十億以下のところでございまして、六十億の中でも、先ほどの天変地異、地震等がございましたときに、そのときに起こったものについては免責になります。したがって、その分については国が補償して扱うという形でございます。

○近江委員 それから「損害を賠償するために必要な」ということは、第三者の損害のてん補だけでなく、事業者自身の損害のてん補のための援助という意味もあるかどうかということなのです。この点についてはどうですか。

○梅澤政府委員 この賠償法は第三者に対する法律でございます。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、民間会社はほかに財産保険というのをかけております。したがって、その中にあります財産保険でこちらのほうは見えていくという形になります。

○近江委員 もう一べんちょっとお聞きしますけれども、そうすると、この援助の中には、純然たる被害者の救済のための場合だけではなく、原子力事業者の救済のための援助も含まれておる、こういうことですか。

○梅澤政府委員 この法律は第三者を保護するための、その被害に対する賠償でございます。したがって、このほかに財産保険というもので、原子力は当然財産保険をかけております。それと二つが重なっているわけでございます。

○近江委員 それから私たしか昨年の四月十五日にこの委員会において長官にお聞きしたことがあるのです。例の中曾根長官の発言にかかわりました問題ですね。それはすなわち、原子力の推進機関が艦船推進機関として一般化すれば、軍用船舶を保有することもあり得るし、原子力基本法に抵触しないという意味の発言を大臣はなさったわけですが、つまりこのことは軍事利用でなく非軍事利用、平和利用であるという見解に立つとすれば、こういうような情勢になれば軍用船舶の開発及び建造は原子力委員会の所掌事務に入るので

か。——どなたでもけっこうです。

○西田国務大臣 なお有澤委員から補足を願いますけれども、つまりいまの御質問はいわゆる原子力が船の推進力として一般化した場合には、軍用の船舶も科学技術庁の所管に入るのか、こういうお尋ねですね。

○近江委員 平和利用か、したがって原子力委員会の管轄に入るのか。

○西田国務大臣 やはり安全審査とかその他われわれのあれに入るだろうと思っております。安全審査というふうなことに關してはわれわれの所管に属するかと思っております。

○梅澤政府委員 原子力潜水艦につきましては、いまの現状からまいりますとまだ運用であって、一般化してはおりません。したがってまだ現在は日本では持つことはできませんが、これがもし先ほどの「むつ」等いろいろ商船として一般化したします、それで船用炉の一環として一般船に使われるということになりました場合には、それを使うことに安全審査等ございまして、したがって、その所掌範囲内におきまして、こちらのほうの所管にかかわってくるということでございます。

○近江委員 長官はこの原子力船への立ち入り検査権を持っておられるわけですが、そうすると、この場合、原子力軍用船舶についても立ち入り検査権を保有するかどうかということですか。

なお、原子力委員会は運用船舶の建造、開発について、その所掌事務の中に入っておるかどうかということですか。この二点。

○梅澤政府委員 軍艦以外の外国の原子力船については、当然その安全審査等をしなければいけません。したがって、その必要に応じては立ち入り検査もできる形になります。

○有澤説明員 立ち入り検査、これはなかなかむずかしい問題だと思っておりますが、先ほど長官がお答えいたしましたように、安全性の問題その他規制法の問題、これにつきましては科学技術庁のほうでこれを監督する、また安全性を確かめるということはいたさなければならぬと思っております。その

ほかの立ち入り検査がもし規制法の上の上から必要な場合にはやはり私もとしましては立ち入りしなければならぬと思っております。

○近江委員 そのこの建造開発について、その所掌事務の中に入るわけですか。

○有澤説明員 原子力軍艦というものをどうつくるかというふうなことは、これはもう原子力委員会あるいは科学技術庁のほうとは全然関係はないかと思っております。もっぱら国防科学——何といいたしようか、そこのほうの方針で、建造その他のことはおはかりになるかと思っておりますが、ただ、できたその軍艦が炉の関係から安全であるかどうか、これはわれわれのほうで確かめる、こういうことであらうと思っております。

○近江委員 たとえば、この原子力発電所の許可の場合も、要するに炉だけではなくて、あらゆる安全性から全部これは関連しているわけですか。全部がらんになっているわけですか。そういう点からいけば、いまの答弁おかしいのと違いませんか。

○有澤説明員 いやいよ炉が動くまでの安全性につきましては、むしろいまの原子力発電所はわれわれのほうでやる限度で、いよいよ工事にかかって発電を行なうまでのところは通産省がやっております。通産省の公益事業局のほうでやっております。私どものほうでやっているのは炉の設計その他につきましてこれを見まして、それで安全性を確かめる、審査をする。そして注文があればその注文をつける。その注文のついでに炉が設計されているかどうかということにつきましては、これは今日の原子力発電所は通産省がやっているわけですが、ですからそういう工事の安全性につきましては、どこがやるかというところは、これはどうお答えしていいか、私にはちょっとわかりませんが、しかしそれはどこかで確かめなければならぬというところは確かでございます。

○近江委員 どこかで確かめなければならぬ、それは確かであることはわかっているわけですが、いま原子力という部門は科学技術庁が一番元締め

なんです。これは長官なんです。そうでしょう。それでは局長手をあげていらつしやるから、局長。

○梅澤政府委員 たいま私たちのほうは、原子力は平和利用に限りやっています。それでございませう。そこで御説明したわけでございますが、いま先生おっしゃいます、いつか軍艦をつくったときに、軍艦をどうするかという場合になりますと、それはどうなるか、まだ全く考えたことがございませぬ。その点、基本法を私たちが、守っている範囲内で、ただ基本法におきまして、先ほど申し上げましたように船用炉がもう一般民衆化してしまっています、それでこれはもう軍艦ではなくて普通のものであるとなれば、当然平和利用という関係で、いまと同じ処置を私たちがとっていくつもりでございます。

○近江委員 普通化をしてくれば、この軍事用が平和用に変わるという見解がここで出たわけですね。一応そのようにお聞きしておきまして、また次の機会にこの問題ももう少し煮詰めたかと思っております。

それから各国原子力船が本邦内に入港する際の損害で、しかも賠償措置額をこえるものについては、十七条の定めにより政府は「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる」とこのようにあるわけですが、救助及び必要な措置というのとは何かということなんです。災害救助法等における救助の概念と同じであるのかどうか。また第十六条一項の援助措置と比較し、被災者の立場から見ると同質であるといえるかどうか、この問題についてお聞きしたいと思います。

○梅澤政府委員 たいま先生おっしゃいました災害救助法の現在あります現行法でできる限りのことはいたしまして、それができない場合におきましては、国会にお願いいたしまして別の体系で救助、援助をするということになります。それが十九条でございます。

○近江委員 だから、この救助及び必要な措置というのとは何かというのです。そして災害救助法

等における救助の概念と同じであるかどうかという点なんです。さらに十六条一項の援助措置と比較して、被災者の立場から見ると同質であるといえるのかどうか。原子力の災害あるいはそういう被害なんというものは、いままでのあれと違うわけでしょう。たとえば、長崎や広島のあるあいつ被災者を見た場合に、全然違うわけですよ。その辺についてはどうお考えになっているかということなんです。

○梅澤政府委員 災害救助法でできるだけのことをいたします。それは一般のと同じ方法でございます。しかしそれは、いま先生おっしゃいますようにカバールかねるところがあるという場合に、十九条で国の援助をあらためて行なう、これは国会を通して行なうという形でございます。したがって、初めの災害や何かにつきましましては、一応一般の方法でやれるだけのことをやるということでございます。

○近江委員 いずれにしても、このような場合、外国原子力船による損害を国が肩がわりをするということになるわけですが、このように外国船の入港に限って責任制限を設けた理由というのは何ですか。

○梅澤政府委員 その点は非常にむずかしい問題で、検討委員会でも検討したわけでございます。と申しますのは、やはり陸上炉につきましましては先ほど申し上げましたように青天井でございます。したがって国内におきましては船のほうも青天井にしなければならなくなったわけでございます。そうしますと、海外はやはりブラッセル条約等、船の慣例ですべてアッパー・リミットがついた形になっておりました。しかしその両方の間にその差がございますがそれをうまくいくという方法としては相互補償という考え方で、実は向こうから参りました場合に、私たちのほうで六十億までは補償する。それ以上につきましましては無限で国が援助をするという形をとらざるを得なくなつたわけで、これはやはり外国に行く場合あ

るいは外国から来る場合を、向こうとうまく調整をとるといふところで、こういう法律になつたわけでございます。

○近江委員 わが国の原子力船が外国に行く予定でなく、したがってその補償契約を結んでおられないわけですね。たまたま公海上で事故を起こして外国に損害を与えた。この場合です。沿岸に及んだ場合ですね。また、たとえA国に行く予定で補償契約を結び、実際にはB国に損害を与えた場合、こういうような場合はどうなるのですか。

○梅澤政府委員 この法律は日本の船に適用しております。したがって、日本の船がよそに行つてそういうことを起こした場合は、国内と同じように六十億、それ以上のものは国の援助という形になるわけでございます。したがって向こうと契約を結ばない、そのそばに行つて相手国に影響を与えたという場合には、国の援助でそこはまかななければならなりません。

○近江委員 きょうはまだいろいろお聞きしたいことがあるのですが、私もちょっと次の予算委員会がありますので、きょうはほんの少しでありましたが、これで終わらしていただいて、次の機会にゆつくりとさらにひとつ検討させてもらいたいと思つております。一応きょうはこれで質問を保留して終わります。

○渡部委員長 次に、堂森芳夫君。

○堂森委員 本日は原子力関係の法案の日でございます。この二つの法案についての質問と直接関係はございませんが、原子力、核燃料に関する基本的な二、三の問題につきましまして承っておきたい、こう思うのであります。

政府からいたしておられますところの資料を見ておきますと、「核燃料政策について、昭和四十四年六月二十日決定」という書いてあります。その一に、「海外ウラン資源の確保について、原則として民間企業を中心としてこれを推進することとし、国は探鉱開発等に関する必要な助成および誘導措置を講ずる。なお、今後の海外ウラン資源確保の進展状況によっては、上記諸施策

の強化等について、再検討を行なうものとす

る。」こう書いてあるのであります。これは私

問題が大いにあると思うのであります。大臣御承知のように、石油に関する大きな問題が、ああいう大きな問題が最近に起こつたことは、私が申し上げるまでもないことでありまして、大きくわが国の産業全体あるいは国民生活にも大きな影響があることもわれわれは覚悟しなければならぬ重大な問題だと思つております。そしてきょうも私、新聞を読んでおきますと、動燃の理事長の井上さんが、動燃の事業団としてはどうも政府の核燃料政策についてたいへん心配なんだ、それでこんなことをしておたら一体どうなるのだ、必ず遠からず石油と同じような運命に日本はなるであらう、こういうことを言つておられます。そして、いまからでもおそくはないから、従来政府がただ補助をするとかあるいは何か助成措置をするとかあるいは誘導するといふような手ぬるいことではなしに、もっと、たとえば西ドイツがやっておるように、あるいはまたフランスの原子力庁がございませぬか、有澤先生よく御承知だと思つております。あるいはイタリアのENIがやっておるように、もっと巨額の――来年度は八千万ぐらゐを核燃料のマイニングに使うという話でありませぬか、ドイツでは十億政府資金をつぎ込む、こう言つておるのであります。そういうことをしなければならぬんだ、こう言つておられるわけでありませぬか。大臣、ひとつがらばつてもらわなければいかぬのであります。もうこれにもちやんと、四十三年六月二十日決定、核燃料政策はこうであるが、場合によつては、世界の進展の状況によつては変え得るのだ、こう言つておるのであります。大臣はどのようにお考えでございませぬか、承つておきたいと思つております。

○西田国務大臣 堂森先生御指摘のとおり、これからの原子力開発の最も重要なポイントとして核燃料の確保ということがいえると思つております。これ

につきましては、政府もできる限りの努力をしておられますし、また動燃事業団等におきましても、積極的な海外の資源確保に努力をしておりますが、しかしながら、将来急ピッチで伸びてまいりますところの原子力開発に対応するためには、もっと積極的な資源確保についての基本的な態度をとななければならぬというのをけさも私、新聞でも、まだ井上さんにお目にかかっておりませんけれども、拝見をいたしました。私も、全く適切な指摘をされておる、こういうふうには感じ、新聞を読んだのでございます。このごろ各国に向かつて、相当の燃料資源を含めました協定の締結等につきましても積極的に行っておりますが、しかしながら、石油に例を見るまでもなく、われわれといたしましては、先生の御指摘の問題につきましては、ひとつより真剣な態度で検討して、そしてしかるべき適切な対策を立てたい、このように考えます。

○堂森委員 大臣、まことにその決意が、こうなっておりますが、私少しいろいろな具体的な事実についても承りたい、こう思うのであります。

そこで、これは政府の数字ですが、昭和六十年までに必要なウランは十一万何千ですか、ところがいま国が確保しておる——予約でありますか、まだおそろく実際には持っていないのじゃないかと思ひますが、海外で予約しておるウランはわずか三万トンぐらいいはないか。これは政府の数字であります。そうすると、この事実を見ても、もう昭和五十年までにたいへんなことではないでしょうか。こういうような現在われわれが持っておる数字からいきましても、これはたいへんではないか、こう思うのであります。日本におけるウランの埋蔵量は八千トンぐらいいですか、そうしますと、これは国内でわれわれが確保することは不可能なことは明らかであります。そこで海外で現在わが国がやっておるマイニングですが、これは一体どんなふうな企業があつて、そしてどこどこにあつて、現在どんなふうか。私の聞いておるのでは、何かフランスでやっておるあそこのマイニ

ングも十年くらい先にならぬと、しかもこれはうまいくとも必要量の八割ぐらいいしかとれぬじゃないか、こういう状態でありまして、私あまり勉強してないのでもう少し教えてもらいたいのですが、大体どんなふうに行つておるのか、そして政府がどれくらいそこに参加しておるか、御答弁願ひたい、こう思ひます。

○梅澤政府委員 たいま先生のおっしゃいました数字は昭和六十年でございます。昭和六十年に十一万六千トン、大体そのくらいが必要になるといふ予定量でございます。それで現在スポット買いだとかあるいは長期買入れとか、そういう権利を持つておりますものを合わせますと三万六千から三万八千トンというところが現状でございます。したがつて現在三分の一、ただ、いまアメリカとの協定におきましては、ウランがない場合には濃縮してもらつてウランについては向こうでできるだけ見てやるという条項が入つております。しかし、やはり国内で十分さがなければいけないというところで、先ほどおっしゃいました八千万の金を使って海外でやっておりますが、海外の現状では、いま動燃が手をつけておりますのがカナダでございます。それからもう一つがオーストラリアでございます。これはまだほんとうの事情調査といひますか、基礎探査調査でございます。まだボーリングの浅掘りをやつておる程度でございます。その間に先ほどお話のございましたアフリカのニジェールの開発があります。これにつきましても初め動燃がこの話に関与したわけでございます。その後、相当いい鉱石で見込みがあるという形で、原産のほうで民間が共同で会社をつくるというところで海外ウラン開発株式会社というのをそこで設定されたわけでございます。それでフランスと一緒にやりまして開発をします。この探査計画は七五年までになつております。七五年で、うまいくいけば、それからほんとうの開発会社になるという予定で、鋭意探査を進めております。その関係で現在ニジェールをやりまして、そのほかにソマリアというところがござ

ます。これにつきましても一応海外ウラン株式会社かやがはソマリアの調査もしよう。これにつきましても動燃も一緒に調査することになると思ひます。それはまだ基礎的調査の分野でございます。そのほか現在動力炉開発事業団ではまだ数カ国、これは各国の鉱区のあるいは輸出の条件、あるいはウランの現状というふうな書類的あるいは現場の実情調査で、ほんとうの基礎でございます。それをしばらく続けていくというのが現在の状況でございます。

○堂森委員 局長、もう少しあれしてもらいたいのですが、昨年できました海外ウラン資源開発会社ですか、これは昨年はどれくらい資金がつぎ込まれておつて、どういう、もうちょっと詳しく説明してもらいたい。ことしはどうか、来年度はどのくらいふよになるか。大体わかるだけいいですか……。

○梅澤政府委員 ちょっと資料を持ってこないのが概念で申しわけございませんが、たしか、できましたときには出資金八億円でございまして、それ、いまその八億円でやっておりますが、将来加えて二十数億円というふうな、私、ちょっといまそのところ至急なので何ですが、大体その辺の三カ年計画をもつて進めておるわけでございます。

それで現在探査をしておりますニジェールには、電事連のほうから東郷というのが部長待遇で実際に開発部長としてそこに立ち会つておられて、それで探査を進めておるというのが現状でございます。しかし、まだそのこまかい探査で、たとえば初めこの会社がやりますときには八百メートル間隔のボーリングがございまして、やはりそれでははつきりしないので、四百メートルのボーリング、その次に二百メートルのボーリングという、順次計画がございまして、それに基づいて数量あるいは品位の計算を目下やつておるといふのが現状でございます。これはまだしばらく、二、三年ほどはかかるのじゃないかと思ひます。それで七五年までにははつきりさせるといふのが現状でござ

ざいます。

○堂森委員 よくわかりました。そこで、もう一つ教えてもらいたいのですが、たとえばフランスあるいはイタリアのENIあるいは西独のそういう国策会社というものと比較して、この海外ウラン資源開発株式会社の事業の規模ですか、比較して問題にならぬほど小さいのですか、あるいは匹敵しそうなんですか、どうなんでしょうか。ちょっと御答弁願ひたい。

○梅澤政府委員 現状としては、先生おっしゃる通りに、よそに比べて小さいと思ひます。

○堂森委員 うんと小さいですか。

○梅澤政府委員 だいぶ小さい。と申しますのは、実に私たちのほうも、先ほどおっしゃいましたドイツ等の助成という考え方がございまして、私たちが一緒にそれを考えておるわけでございますが、まだニジェールにつきましてもどのくらい助成したらいいか、どういふかというのが準備が整つておりません。したがつて、原子力委員の方針といたしまして、具体的にその課題がはつきりしてきたらできるだけの助成策をとらうというところで進めておりますが、現在のところは海外協力基金等から金を出すとこのころまで進めておりません。もう少し探査がはつきりしまして、実際によさそうであれば強力な助成策をとらうというふうな考え方をしております。

○堂森委員 第一に、ウランに限らず、マイニングなんというものは、ある意味では投機じゃないでしょうか。投機かどうか、まあ一種の投機みたいなものですか、私企業ではなかなかむずかしいと思ひます。そこにやはり各国が国の資金を投じて開発していく、こういう傾向になつておると思ひます。大臣にひとつ大いにがらばつてもらいたい、こう思ひます。以上、いろいろ聞きたいのですけれども、あまり聞いても、ちょっと変な数字ばかり出てくるようでありまして、大いに奮起を促しておきます。それから、私は福井県の出身なものですから、



もう遠からずおそく私の県は日本一の原子力発電所の県になると思っております。絶えずいろいろな方々、私の選挙区ですが、いろいろな人たちからいろいろな質問を受けるのであります。私はしろうとですわからぬですから、きょうは政府委員もいらつしやいますから聞いておきたいのですが、いろいろな質問が出るのです。しかもそれは非常に素朴な質問であります。いつも聞かれることは、おそく大臣御承知だと思っておりますが、私きょうも自分でメモをつけたのです。もうすでに昨年運輸を始めておるのが教員の第一号炉が開始しております。それからもうすぐ第二号炉も開始してまいります。それからもうすぐ第三号炉も開始してまいります。今度の高浜というところに大きなのが、第一号炉、第二号炉が活動をします。それからまた大飯町という、高浜の隣にこれもまた大きなものができるといふこととで、いま盛んに工事をしているといふふうで、おそく私の県は原子力発電所の県みたいになるのであります。こういう地域の人たちが聞くのであります。一体ここで使う燃料は、政府の説明を聞いたか、会社の説明を聞いてみると、使用済みの燃料は決してあふなくないようにして、ちゃんと処理をするようになっていくが、先生、ほんとうにそういう処理の方法はきちんときまっておるのでしょうか、こういう質問を受けるのであります。ほかにもたくさんあるのです。私は正直ですから、それはペーパープランはあるけれども、まだ何にもできていませんよ、こう言うのですが、大臣いかがですか。私は聞いておきたいと思っております。

○梅澤政府委員 使用済み燃料につきましては、ただいまおっしゃいますとおり、少し再処理工事がおこなわれております。しかし使用済み燃料については国内でこれを処理するという考え方で、東海村のほうに使用済み燃料の工場をつくることになっております。本年から着工になっておりますが、これができる上は四十八年でございまして、その間どうなるかというこ

とになります。福井県の、実は教員でございまして、教員につきましては、最初出ます三十トンにつきましては英国に送り返して処理をする形にしたいと思います。それ以後の教員あるいは美浜等につきましては、東海村の再処理工場ができ上がりまして、そこで再処理を国内でできるという形で大いに進めていこうと思っております。

○堂森委員 私、調べたのは、教員は四十七年まで出ませんね。七年に出るのでしよう。二十一年出るといふ話です。それから十数トンずつ出ます。それから美浜の第一号炉は、これも四十七年にたしか十三トンぐらゐ出る、こういうこととあります。そこでこのもつた資料を私読んでおつたのですが、「わが国の再処理工場建設計画」その中の小さい三の中で「建設スケジュール」と書いてあります。ところが、これを見て設計はもう終わっておるようであります。ほんとうに終わったのですか。私、しろうとだから、その辺も教えてもらいたいのです。それから建設は四十五年の末から始まって、四十八年の末には建設が終わるであろう、そういう計画はちゃんといまいっておるのですか。これをひとつ答弁願いたい。

○梅澤政府委員 この本をつくりましますときの計画はまことにそのとおりでございましたが、実はその後、茨城県の問題で漁民の方々の御不安がありまして、いささか延びております。そこで現在はこの四月に絶対着工したいという考え方でございまして、それでまいりますと、四十八年十月以降のところで、いささかおくれ動くといふ形になります。その関係で、教員の四十七年に出た二十トンを含めまして、それはどうしても向こうに送り返さなければならぬというものがそこらきわでございまして、

○堂森委員 わかりました。それをよく聞いておかないと、ペーパープランじゃないか、こう聞かれるから私、教員でもらうのですよ。四十九年が試運転。そこで私が朝調べてみたのですが、四十七年に教員の原電で二十トン、そ

れから四十八年が十三トン、四十九年にも十一トン、それから美浜一号炉が四十七年十三トン、四十八年はゼロ、四十九年十三トン、こういうふうには何十トンか、たまってきますね。ところが局長のおっしゃるのとは、最初一年か二年はイギリスへ持っていくのじゃないか。そうしますとどれぐらゐの処理能力、キャパシティがある工場ができるのですか。これも承っておきたい。

○梅澤政府委員 今度できます再処理工場は通称一日〇・七トンと申しておりますが、実際には二百十トンの年間処理できる。それで、いま先生おっしゃいました四十七年の教員のもの二十一トンを送りませんが、そのあとのものにつきましては、この再処理工場ができ上がるまでにあそこをポンドをつくりまして、そこに先に持ってきて、処理する前にそのポンドに保管するという考え方をとっておりまして、あそこへ持ってきて保管して、動き次第そこで処理をするという考え方から参りますので、四十七年に美浜等に出ますのはここで処理ができるという形にしておるわけでござい

○堂森委員 時間がありませんから終わりたいと思っております。とにかくこれはやはり大事なことです。燃料確保も大事だし、使用済み燃料をどうするか。みんなそう言っていますよ、地元の人。あそこへほうっておくのじゃないか、あるいは教員も持つていって捨てるのじゃないかとか、しろうとですからそういうことも言っております。しかも、建設計画はあるけれどもまだペーパープランである、そういうことで、間違いないで、ちゃんと政府がやっていくように今後格段の御努力をお願いしたい、こう思っております。帰りまして地元の人に少し説明ができるようになりますから、きょうはこれくらいで終わります。

○渡部委員長 引き続き、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

情報科学技術に関する問題について質疑の申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木喜夫委員 先般の大臣の所信表明にも大いに関係あります。それから私たちが昨年度ヨーロッパへ行きました。科学情報センター並びに特許のセンター、こういうものを見てきて、そうして日本の科学情報センターのあり方というものをおのころ再検討する必要があるのではないかと、時代に即応した使命と機能を与えなければならぬのではないかと、きょうはこの点をぜひ質問しておかなくては、原子力のほうにも海洋のほうにも入りたくて思いましたので、あえて時間をおいたいたわけです。きょうは科学技術情報センターの理事長はおいでいたではないかと。運営の実際にはわたつては、この次にお伺いするといいたしまして、きょうはぜひ行政側の御意見を聞いておきたいと思っております。

○田中政府委員 仰せのとおりでございますが、私のほうにおきましても、計画局のほうにおきまして、いわゆるNIST計画というものがございまして、これは情報全体の流通をどういふふうに行うかというところについて検討したものでありまして、二年くらい前に報告が出ておりますが、それに基づきまして、私の振興局におきまして、だいま部会を三つつくりまして、内容について検討を進めているわけでございまして、これは何ぶん先生お話しのとおり非常に膨大なものでございまして、どういふふうな仕分けで文献の収集、整理、情報の提供をしたらいいかということについて進めているわけでございまして、科学技術情報センターにつきましては、その中の一つとして中核的な機能を持たせるにはどうしたらいいかというところを現在検討している最中でございます。それ

七





たところのファイルを使っておる。だから特許ひとつ調べに行っても三万件のものがすぐわかる。そうしてそれが日本のように一つ一つデータを送らなくても、マイクロフィルムのファイルがちゃんと出てる。こうなりますと、非常に近代的な設備で迅速の確とすることがここに可能になっておるわけです。これはドイツのミュヘンのごとです。先ほど私が局長にお伺いしたのは、迅速、的確の上で品質、そしてその利用度の高い——病院まで利用できなくとも、学者として非常に珍重されるものが出ておることですね。企業としても最新のものである。それはわれわれの一番望んでおったものが出ないか、かなければならぬ。そういう観点からいたしますと、科学情報センターの中でいま行なわれておるこのやり方は、近代的な脚光といえますか、近代的な考え方でこれを見たときに、あのままでいいかということが当然出てくる。

そこで特においでいただいたのは、この情報センターに政府として幾ら予算をつけられたかを見ますと、昨年度よりも一億八千万円ふえておるだけ、そして情報そのものの中身をよくするのに対しては五千万円金が減っているのです。あなた、建物に今度力を入れておられるようです。それから日本の国の情報網について調査するその調査にお金がかかれておる。いま局長の言われたように、規模、大きさ、こういうものを大体どの程度にするかということの調査をこれからやる。だからこの一年は、言うなれば五千万円お金が少なくなって、しかも施設を増設しなければならぬために、ことし一年日本の国の科学技術情報センターの機能は予算上からいうで一応足踏みないしは低下、こういう現実の中に日本の科学技術というものを置いてそれでいいかということ、きょうは大蔵省から来てもらってあなた方の認識をぜひ聞きたい。これなくして科学といっても、情報がおくられてしもうたら何にもならぬのです。この点、ぜひその予算面から見て御答弁いただきたい。私は、もう来年は、予算委員会でこのことは

言いたいと思ひますし、こういうところで言っておつても、もう予算組んでしもうておるのでから始まらぬ話だと思ひますけれども、将来のこともえとして言うておきたい。

○原副委員長 情報化社会ということがいわれるようになっておる時代であつて、情報の持つ意味が非常に重要であるということにつきましては、私も全然異論がございません。そういうことでございまして、私は、科学技術庁と文部省と両方所管として持つておるわけでございますが、ことし大学の学科を五つ認めましたが、そのうち三つは、情報関係の学科の新設を認めただけです。したがって、科学技術情報の問題に決して冷淡ではないと思ひます。

ことしの予算でございますが、確かに、情報センターに対する国の出資ないし補助金は一億八千万程度ふえておりますが、これは収入の面が相当伸びるということをお前提にしておられますので、事業費全体として見れば、かなりの伸びになるだろうというところがございまして、ただ、問題は、先生おっしゃいましたように、いまの科学技術情報センターそのままでいいかどうかという問題であらうかと存じますが、その点に關しましては、いま科学技術庁におきまして、局長のほうから申されましたように、NISTという計画がございまして、それについて検討を進めておる。でありますから、いまの——それはまだ先の話になるわけでございます。いまの情報センターの事業として見ますならば、私は、まあこの程度の予算であつても、体質が変わらないわけでございますから、今年度の予算といたしましては、この程度でやむを得なかつたのではないかと、ただ、将来の問題として、情報の問題が非常に重要でございまして、もしそのNISTの計画が地に付いて、やるといふことになりまます場合には、私どもも科学技術庁の要求の中身をよく聞きまして、慎重に検討して前向きに検討したい、そういうふうにしております。

○三木(喜)委員 でき得べくんば、そういうふうな大いに発奮してやつてもらいたいと思ふのです。それでなかつたならば、おくれましてしまうのです。

そこで、いまあなたの御答弁は、予算という平面的に見た御答弁をいただいた中に、ちらっと一言、あらつと思ふことを言われた。収入が伸びるということをお言われたね、これは重大なポイントです。あそこ科学技術情報センターで、たとえばコピー一枚を三百円——ものによりまして、そのデータのしつかりしたものを一連三百円といたしまししょう。三百円のもの、あなた方はノルマかけるものだから、ことし六百円にするのです。三百円のものをお倍にするのです。それで収入をあげて、一体何になるのですか、そんな収入のあげ方で、それはもう金ばかりで計算して、科学なり人間の良心というものを金で計算する一番けちなやり方なんだ。中身をもっとよく検討してください。科学がそんなことではだめです。三百円しておつたものを六百円、上げざるを得ぬのですよ、あそこは、こういうことで科学が振興すると思つたら大間違いです。これは私はおそらく、日本の国の大蔵省の腕部をここにさらしたものだと思ふのです。一番悪いところがここへ出てるのです。一べん中身見て調べてください。主計官は中に入つて調べられぬのですか。経理の状況とかそんなものは調べられぬのですか。関係の官庁から調べさすのですか。私はそれを聞いて慨然としました。三百円を百五十円にしたとか、百円にしたとかいふのなら、科学の振興の今日、いいですけれども、いま「迅速かつ適確」という上に、品質と利用度の高いものを提供せよという目的には、これは法律に書いてないです。法律の目的には、あとの二つは、そういう時代がきておるのに、利用しにくいように利用しにくいようにしたつてだめです。これが一つと、それから、これは局長にもお伺いしておきたいと思ふのですけれども、あつこの業務の運営の中で、一体そういう科学データをど

こから入手しておるかということ、それから、そのデータを翻訳さすのに一体どういうような手順をとつておるか。全く金がないから、大学へアルバイトに出しておるのです。委託しておる。そうして委託してできたやつをそこで処理しておるのですよ、百人ほどの人で、全くおくれざるを得ないし、そういう翻訳のシステムもないし、言うならば、三十九年に法律をつくつたときの姿勢そのままであります。今日、七年の歳月がたつておるのですけれども、やり方はだんだんと予算に縛られてみみっちいことをやらにいかぬのです。いま下請に出しておるのです。その下請でもし一字数字を間違つたら、解釈を間違つたら一体どうなるのですか。一ミリ違つても精密機械は狂つてくるわけです。主計官、私が言いたいのはこの二つです。あなたは収入が上がつてくるかもしれないとおっしゃつたでしょう。三百円を六百円にしておる。もう一つは、金がないから、下請、社外工にまかして、それがデータになって返ってくるのです。私は、その大学生なり大学院でやることも間違ひだとは言いません。そんなおこがましいことは言いませんけれども、そういうシステムの中で何でいいものができるといふこと、科学技術情報センターとはこれは言えないでしょう。私はこれは理事長が見えたらもっと中身のことをすつと並べますけれども、きょうはその一例、金のことだけ申し上げておきます。これでいいですか、主計官。

○田中政府委員 三百円のもの、二倍になつておるというお話でございますが、具体的に申しまして、実は、この収集整理のほうは国の出資及び補助でまかなうようになつておる。つまり、出版費などの事業関係の支出がございまして、これに見合つた程度のものをお願いするようになつておるわけですが、調べてみますと、出版費のほうでございまして、調べてみますと、三〇%から四〇%くらい——これは全体の話で、先

生のいまのコピーの一枚の話ではございませんで失礼ですが、したがって、その三〇%から四〇%、平均して三六%くらいになります。このくらい出版費が上がりますので、これをカバーするのを全部国にというのも考えられませんが、約二〇%くらい上げざるを得ないという状況になったわけでございます。この点については、なお、先生の御意見もございまして、いろいろと調べてもう少し確定的にしたいと思っておりますが、そういう状況でございます。

それから、翻訳の件でございますが、これを下請に出しておる、これは確かにそれとおりでございまして、この翻訳の件につきましては、専門の人をすべて情報センターの下に雇っておくということがとてもできかねる問題でございますので、その部門部門におきましてお願いをせざるを得ない、こういうことが一つでございます。大学の先生などに非常に多くのコネクションを持って、むしろそういう人を自分の中へ引き込んだような形で運営をしようという考え方になっておるわけでありまして、数字などの間違いがあれば、確かに先生がおっしゃるような大きな問題を起こしますので、持ち帰ったものを再びチェックするようなシステムをちよつとつくってはやっております、十分ではないと思っておりますけれども、コンピューターにかけ、その他の手続を二重三重にチェックをするような形には一応しておるわけでございます。いまの御意見とおりのところもございまして、いろいろと直していかなければならぬ点が多いと思っておりますが、現状はそういうところでございます。

○三木(三)委員 大蔵省、そういう中身ですから、その予算からくるところの中身が圧縮されている状況、そうしてしかも非近代的な様子、こういうものをつぶさに見てください。つぶさに見て来年度の予算をつくっていただきたい。田中局長は苦しそりにおっしゃいます。全く苦しいですよ。二〇%運営費は上げいろいろものを上げるようになつておるようですけれども、コピーの話

は大事ですよ。田中さん二〇%じゃないんですよ。これは外国ではもう近代的な科学を駆使して利用者に利便を与えているのに、日本では気の毒なことになっていっているのです。これでは科学技術情報センターは死にますよ。もう御臨終を近くするために拍車をかけているようなものです。御臨終を来たしたくないからこういうことを言っている。きょうは理事長おいでになりませんか、おいでになりましたら申し上げることにいたします。これでおきます。

○田中政府委員 先ほど申しましたような状況でございますので、よく検討させていただきたいと思っております。

○渡部委員長 次回は来たる三月十日水曜日午後一時理事会、一時十五分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。  
午後五時二分散会